

日ス振支企第9号

令和2年4月17日

公益財団法人さいたま市スポーツ協会 会長 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東 和美



令和2年度スポーツ振興くじ助成金交付決定通知書

令和2年度スポーツ振興くじ助成金について、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱（平成15年度要綱第18号。以下「交付要綱」という。）第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 助成金の額は、900,000円とする。
（助成事業ごとの助成対象経費限度額及び助成金の額については別紙のとおり）
ただし、助成金の確定額は、交付要綱第13条に基づく審査等を行った上、交付すべき助成金の額を確定するものとする。
なお、助成事業の内容の変更により、助成事業に要する経費及び助成対象経費が変更された場合については、別に通知するところによるものとする。
- 2 助成事業者は、交付要綱及び関係規程の定めるところに従わなければならない。
- 3 助成金の支出等に当たっては、公正かつ効率的執行に努めること。



交 付 決 定 額 内 訳 表

(単位：円)

助成区分 事業細目名 事業名	助成対象 経費限度額	交付決定額
スポーツ団体スポーツ活動助成 スポーツ情報の提供（スポーツ） 広報誌発行事業	1,958,000	900,000
合計	1,958,000	900,000